

香川県条例第17号

香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例の一部を改正する条例

香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例（平成14年香川県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、緊急の経済雇用対策として、県内に工場、試験研究施設、情報処理関連施設、<u>物流拠点施設又は観光施設</u>を設置した者に課する県税の特別措置を講ずることにより、これらの立地を促進し、本県における新たな雇用の創出及び産業の活性化を図り、もって地域経済の持続的な発展に資することを目的とする。</p> <p>(不動産取得税の不均一課税)</p> <p>第2条 <u>香川県企業誘致条例（平成16年香川県条例第5号）第2条第1号から第5号までに規定する施設</u>のいずれかを設置した者であって、当該施設において県内に住所を有している者5人（<u>同条第4号に規定する物流拠点施設</u>にあっては、10人）以上を当該施設を設置した者の常時使用の従業者として新たに雇用したもののについては、当該施設を構成する家屋及び減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第2号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第2号から第7号までに掲げるものをいう。）の取得価額が5,000万円を超える場合（<u>同条例第2条第4号に規定する物流拠点施設</u>にあっては、5億円以上の場合）に限り、当該家屋又はその敷地である土地の取得（土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）第45条及び附則第29項の規定にかかわらず、100分の1とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、緊急の経済雇用対策として、県内に工場、試験研究施設、情報処理関連施設、<u>観光施設又は物流施設</u>を設置した者に課する県税の特別措置を講ずることにより、これらの立地を促進し、本県における新たな雇用の創出及び産業の活性化を図り、もって地域経済の持続的な発展に資することを目的とする。</p> <p>(不動産取得税の不均一課税)</p> <p>第2条 <u>次に掲げる者</u>であって、<u>その者が設置した当該施設</u>において県内に住所を有している者5人以上を常時使用の従業者として新たに雇用したもののについては、当該施設を構成する家屋及び減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第2号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第2号から第7号までに掲げるものをいう。）の取得価額が5,000万円を超える場合に限り、当該家屋又はその敷地である土地の取得（土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）第45条及び附則第29項の規定にかかわらず、100分の1とする。</p> <p>(1) <u>香川県企業誘致条例（平成16年香川県条例第5号）第2条第1号に規定する工場（以下「工場」という。）</u>、<u>同条第2号に規定する試験研究施設</u>、<u>同条第3号に規定する情報処理関連施設</u>又は<u>同条第4号に規定する観光施設</u>を設置した者</p>

(適用除外)

第3条 略

(1) 略

(2) 香川県産業集積区域における県税の特別措置条例（平成21年香川県条例第8号）附則第3項の規定による失効前の同条例附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同項の家屋又はその敷地である土地の取得

附 則

(この条例の失効)

2 この条例は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

3 平成30年3月31日以前に行われた第2条に規定する家屋又はその敷地である土地の取得については、この条例の失効後も、なお従前の例による。

(2) 次に掲げる地区等において物流施設（製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業又は小売業を営む者が、その製品、商品、原材料その他の物品を県の区域を越えて搬入し、又は搬出する目的で、当該物品の包装、荷役又は保管を行うための施設をいう。以下同じ。）を設置した者

ア 工場立地法（昭和34年法律第24号）第3条の規定により作成された工場立地調査簿に工場適地として記載されている地区

イ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条の規定により定められた工業地域又は工業専用地域

ウ 農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令（昭和63年自治省令第26号）第1条第1項の規定により指定された地区

エ 2以上の工場の用に供するための敷地及びこれに隣接した緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として、国、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で規則で定めるものが取得し、又は造成した一団の土地の区域

オ 物流施設の集積を促進することが適当と認められる地区として規則で定める地区

(適用除外)

第3条 前条の規定は、次に掲げる家屋又はその敷地である土地の取得については、適用しない。

(1) 略

(2) 家屋又は家屋及びその敷地である土地の取得について香川県産業集積区域における県税の特別措置条例（平成21年香川県条例第8号）第2条の規定の適用を受けることができる場合の当該家屋及びその敷地である土地の取得

附 則

(この条例の失効)

2 この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

3 平成25年3月31日以前に行われた第2条に規定する家屋又はその敷地である土地の取得については、この条例の失効後も、なお従前の例による。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第3条第2号並びに附則第2項及び第3項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定は、この条例の施行の日以後の家屋又はその敷地である土地の取得について適用し、同日前の家屋又はその敷地である土地の取得については、なお従前の例による。